

答 申 第 57 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和4年2月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 3 年 6 月 6 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「三重県教育委員会事務局教職員課発信の「【三重県教育委員会事務局教職員課】県立高等学校生徒の〇〇への回答について」と題する email に関し、当該事案への対応方針の意思決定文書」等についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和 3 年 8 月 13 日付け公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本決定について

本請求に対し、実施機関は当初、文書を特定の上令和 3 年 6 月 18 日付けで部分開示決定を行ったが、審査請求人は特定された文書に「4 月 22 日電話回答に先立って教委でなされた意思決定文書」（以下「電話回答前意思決定文書」という。）が含まれておらず、実施機関の文書の特定が誤っている等として当該決定の取消を求めて、本件審査請求とは別の審査請求を同年 7 月 5 日付けで行った。当該審査請求を受けて、実施機関は再度文書の特定を行ったが、電話回答前意思決定文書は作成していなかったため、本決定を追加で行ったものである。

なお、当該審査請求について、本決定により審査請求の利益が消滅した等の理由により、実施機関は却下する裁決を行っている。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び審査会に提出された意見書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

審査請求人は県立高等学校運動部顧問である教諭（以下「対象教諭」という。）の指導に問題があると考え、実施機関に対し調査申出を行った。その申出に対し、実施機関から電話回答を受けたが、それに先立って実施機関として当該事案への対応方針にかかる意思決定がなされているはずである。調査申出から電話回答まで 2 か月以上を要した事案であり、電話回答前意思決定文書が作成されずに意思決定がなされていたとしたら理解に苦しむものである。

実施機関は電話回答前意思決定文書を作成していない理由として、電話回答は実施機関が判断を行うまでに至っていない旨を伝えるものであり、当該文書の作成を要する状況ではなく、単に対象教諭に聴取した内容を審査請求人に伝えるものであることを挙げているが、実施機関の電話回答の内容は「弁護士にも相談し、実施機関として最終的に対象教諭を処分するところまでは至らないと判断した」との趣旨であり、「判断を行う

までに至っていない旨を伝えるもの」との説明は、事実と反している。

実施機関は、「審査請求人からは、これまでに当事者である生徒への調査を望まないことを伝えられていた」と弁明している。審査請求人は実施機関による当該生徒への聞取調査は望まない旨、実施機関に伝えているが、既に学校長による聞取調査は行われていたため、その内容を実施機関において把握して判断してほしい旨もあわせて伝えている。

また、電話回答前意思決定文書が作成されていなければ、調査申出自体が存在しなかった扱いになりかねず、実施機関における文書作成義務に反しているのではないかと考える。

なお、実施機関からは、電話回答した後に文書が作成されているため記録は残るとの説明を受けたが、これは電話回答の際、審査請求人が文書又はメールでの回答を要望したため作成され、記録に残ることとなったものである。

本件審査請求に係る審査の結果、電話回答前意思決定文書が作成されていないことが確認された場合、作成されていないことの是非について、審査会の判断を求める。

実施機関の対応は、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされる」というものではないと考える。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

審査請求人は、電話回答前には実施機関として当該事案への対応方針について意思決定がなされているはずであると主張する。しかし、対象教諭への聴取実施後には、その聴取内容を記録した文書を作成し、当課課長まで供覧して報告を行っているものの、学校長の行った調査結果及び審査請求人からの要請を受けて実施機関が行った対象教諭への聴取内容だけでは何らかの事実を認定し、判断を行うまでには至らなかったという事案であり、その旨電話回答において審査請求人に伝えている。

また、審査請求人は、実施機関の電話回答の内容は「弁護士にも相談し、実施機関として最終的に対象教諭を処分するところまでは至らないと判断した」との趣旨であると主張する。しかし、実施機関の行った弁護士への相談については、教諭への聴取内容だけで事実認定ができるかどうかを確認したものであって、処分するかどうかを相談したものではない。

さらに、担当者は電話をすることについて上司に口頭で了解を得たが、電話の内容が単に聴取結果を伝えるものであるため、文書は作成していない。

以上のことから、実施機関として電話回答前意思決定文書の作成を要する状況ではなく、実際に当該文書を作成していないため、当該文書について不存在決定を行った。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原

則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、実施機関の電話回答の内容は「弁護士に相談し、実施機関として最終的に当該教諭を処分するまでには至らないと判断した」との趣旨であり、調査申出から電話回答まで2か月以上を要した事案であることから、電話回答前には実施機関として当該事案への対応方針にかかる意思決定がなされ、電話回答前意思決定文書が作成されているはずであるため、当該文書が存在することは不服であると主張する。

この主張に対し実施機関に聴き取りしたところ、一般的に教諭の指導等に関する〇〇等からの調査申出については、当該教諭に対する聴取だけでなく、当該指導等に関係した者への聴取等を行った上で事実が認定された場合、対応方針について検討、判断に至ることとなることである。

しかし、本事案については、審査請求人が実施機関（教職員課）による当事者生徒への聴取を望まなかったことから、対象教諭に対する聴取のみを行うこととなったが、学校現場の業務との兼ね合いもあり、電話回答まで2か月以上を要したものであり、さらに、対象教諭への聴取結果のみでは事実認定が行えず、当該事案への対応方針について検討、判断を行うまで至っていなかったことである。電話回答はその旨を伝える趣旨で行ったものであり、「実施機関として最終的に対象教諭を処分するまでには至らないと判断した」と伝える趣旨ではなかったため、上司に口頭で了解を得た上で電話をしたことである。

また、弁護士への相談については対象教諭への聴取内容だけで事実認定ができるかどうか確認したものであって、処分するかどうかを相談したものではないことである。

これらのことから、電話回答に先立って文書の作成を要する状況ではなかったこと等を考慮すると、電話回答前意思決定文書を作成していないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められないため、当審査会としては、実施機関が当該文書を作成しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。

以上のことから、実施機関が本件対象公文書を不存在とした本決定は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求に先立って行った令和3年7月5日付け審査請求に対する実施機関の裁決について判断漏れがあると主張している。

しかしながら、当審査会は、条例に基づき実施機関の行った処分についての不服申立てに関し審査するものであって、実施機関が行った行政不服審査の裁決内容につい

て判断する立場になく、かかる審査請求人の主張については、判断できない。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 9 . 1 5	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 3 . 9 . 2 8	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 3 . 1 0 . 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 0 . 1 5	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 3 . 1 1 . 5	・ 実施機関からの意見書の受理
R 3 . 1 2 . 1 3	・ 審査請求人からの追加の意見書の受理
R 3 . 1 2 . 1 6	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和3年度第4回第1部会)
R 4 . 1 . 2 0	・ 審議 (令和3年度第5回第1部会)
R 4 . 2 . 1 5	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第6回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。